

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 8 月 7 日

【会社名】 株式会社中山製鋼所

【英訳名】 Nakayama Steel Works, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 田 俊 一

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町一丁目 1 番66号

【電話番号】 (06) 6555 - 3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 阪 口 光 昭

【最寄りの連絡場所】 大阪市大正区船町一丁目 1 番66号

【電話番号】 (06) 6555 - 3035

【事務連絡者氏名】 経理部長 阪 口 光 昭

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

なお、本報告書は当該事象が発生した時点で提出されるべきものであります。影響額の最終確定日が平成25年8月7日であるため、本日提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の年月日

平成25年7月9日

(2) 当該事象の内容

当社は、平成25年7月9日を効力発生日とする株式交換により、当社の連結子会社である中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株式会社、及び三泉シヤー株式会社を完全子会社化いたしました。

これに伴い、平成26年3月期第2四半期連結会計期間において、特別利益（負ののれん発生益）を計上する予定であります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成26年3月期第2四半期連結累計期間の連結決算において、負ののれん発生益7,031百万円を特別利益として計上する見通しです。

以上